

JAMSTEC データ・サンプル関連諸規程

目次

○データ・サンプル取扱規程.....	2
○航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則.....	7
○航海により得られた調査観測データ・サンプル公開細則.....	13
○共同利用研究課題航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱い及び公開規則.....	15
○航海により得られたコアサンプル取扱細則.....	19
○航海により得られた岩石サンプル取扱細則.....	23
○航海により得られた生物サンプル取扱細則.....	26
○機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則.....	30
○機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル公開細則.....	35

○データ・サンプル取扱規程

(平19規程第3号 平成19年5月23日)

改正 平19規程第18号 平成19年8月21日
平20規程第12号 平成20年12月2日
平20規程第48号 平成21年3月31日
平21規程第50号 平成22年3月17日
平25規程第28号 平成25年9月25日
平25規程第66号 平成26年3月18日
平26規程第59号 平成27年3月24日
平26規程第128号 平成27年3月31日
平27規程第20号 平成28年3月15日
平27規程第53号 平成28年3月29日
平28規程第31号 平成29年3月31日
平29規程第60号 平成30年3月31日
平30規程第58号 平成31年3月29日
令1規程第62号 令和2年1月16日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)におけるデータ・サンプルの取扱いについて必要な事項を定め、もってデータ・サンプルの適正な保管、管理、公開及び利用の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「データ」とは、調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録した媒体であって、以下に定めるものをいう。

ア「調査観測データ」:現実の諸現象について、現場観測もしくはリモートセンシングにより取得された様々な観測要素の測定値・観測値及びそれらの補正値をいう。また、サンプルの分析データ、各種カメラにより撮影された画像(動画、静止画、写真を含む)、図面の他、観測要素名や単位等の数値がデータとして意味を持つために必要な属性情報を含む。

イ「シミュレーションデータ」:調査観測データその他の情報、数値モデル、解析アルゴリズム等をもとに観測要素その他の変数を推定したもの及びこれらを可視化した画像をいう。

ウ「統合データ」:特定の目的のために体系化された調査観測データその他の情報の集合体をいう。

(2)「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本を指す。サンプルが増殖・繁殖した場合には、その増殖物・繁殖物も含む。

(3)「役職員」とは、制文規程(平17規程第60号)第3条に定める役職員をいう。

(4)「メタデータ」とは、データ・サンプルの種類、取得位置、取得日時、保管者、取得方法、精度等の管理及び利用に必要な情報をいう。

(5)「公開」とは、機構がデータ又はサンプルを次の方法により、利用可能な状態にすることをいう。

ア データをウェブサイトに掲示すること。

イ ウェブサイトに掲示することが困難であるデータ又はサンプルのメタデータを、ウェブサイトに掲示して、利用申請できるようにすること。

(6)「船舶等」とは、機構が保有する船舶、潜水調査船及び無人探査機であって、別表に定めるもの及びそれらに装備又は搭載される計測機器を含む。

(7)「施設・設備等」とは、前号に定める船舶等を除く、機構の保有する施設・設備及び計測機器をいう。

(データ・サンプルの適用範囲)

第2条の2 この規程は、役職員が機構の業務上取得するデータ・サンプル及び役職員又は役職員以外の者が機構の船舶等又は施設・設備等を利用して取得するデータ・サンプルに対して適用される。

(データ・サンプルの帰属)

第3条 役職員又は役職員以外の者が機構の船舶等又は施設・設備等を利用して取得するデータ・サンプルは、機構以外の者(以下「外部機関」という。)との間で特別な契約がある場合を除き、機構の帰属とする。

2 役職員が外部機関の保有する船舶、施設・設備、計測機器等を利用して機構の業務上取得するデータ・サンプルについては、機構は、当該外部機関との契約により、当該データ・サンプルの帰属その他取扱いに必要な事項を事前に決定しなければならない。

3 前項の契約により機構の帰属となったデータ・サンプルについても、当該契約の定めに反しない範囲で、この規程を適用するものとする。

4 譲受けにより機構の帰属となったデータ・サンプルについては、譲受けに係る契約の定めに反しない範囲で、この規程を適用するものとする。

(管理体制)

第4条 データ・サンプルの取扱いに係る管理体制は、次の各号のとおりとする。

(1)情報管理部署 地球情報基盤センターデータ管理グループが担当し、データの管理及びデータ・サンプルの取扱いに関する総括を行う。

(2)知財管理部署 海洋科学技術戦略部研究資源マネジメント課が担当し、データ・サンプルに係る知的財産権に関する事務を行う。

(3)サンプル保管部署 細則に定める各部署が担当し、情報管理部署の総括のもと、各サンプルの保管及び貸出に関する業務を行う。

(4)データ・サンプル取扱責任者 地球情報基盤センター長をもって充て、データ・サンプルの取扱いに関する責任者とする。

(5)サンプル保管責任者 細則に定める者をもって充て、サンプルの保管に関する責任者とする。

(データ・サンプルの公開、利用)

第5条 機構は、データ・サンプルをこの規程並びにこの規程に関連する規則、細則及び業務マニュアル(以下「関連諸規程」という。)の定めに従い公開する。

2 機構は、データ・サンプルを科学的・教育的目的で利用に供する場合、実費を除き、これを無償で供するものとする。

3 機構は、データ・サンプルを前項以外の目的で利用に供する場合、これを有償とすることができる。その際、機構は、当該外部機関とデータ・サンプルの取扱いに関する必要な条件を明示した契約を締結しなければならない。

4 機構は、サンプルを外部機関の利用に供する場合は、当該サンプルの適切な保管及び返却を条件とする。ただし、返却が困難な場合は、この限りではない。

5 役職員が、機構に帰属するデータ・サンプルを第2項に掲げる目的以外の目的に利用しようとする場合には、事前に当該目的に応じ、関連諸規程に定められた手続を行わなければならない。

6 役職員は、機構の承認を得ることなく、データ・サンプルを外部機関の利用に供してはならない。

7 役職員は、外部機関のデータ・サンプルを利用する場合、書面の取り交わし等適切な方法で利用条件の確認を行わなければならない。

(データ・サンプル公開猶予期間)

第6条 機構は、データ・サンプルの公開を猶予する一定の期間(以下「公開猶予期間」という。)を設ける。

2 公開猶予期間内のデータ・サンプルの利用は、当該データ・サンプルの取得者等、許可された者に限り、これを可能とする。

(データ・サンプルの譲渡、譲受け、廃棄)

第7条 役職員は、データ・サンプルの譲渡又は廃棄を行う場合は、関連諸規程にしたがって適切にこれを行なわなければならない。

2 役職員が、データ・サンプルを譲受けによって機構の帰属とすることを希望する場合は、譲り受ける部署が発議し、データ・サンプル運用委員会運営細則(平21細則第18号)第2条に基づき、データ・サンプル運用委員会にて審議を行った上でデータ・サンプル取扱責任者がその是非を判断する。

(データ・サンプルの公開等の制限等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合、データ・サンプルの公開、譲渡、譲受け等を禁止又は制限することができる。

- (1)法令に違反するおそれがある場合
- (2)取扱いに危険が伴うと考えられる場合
- (3)個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合
- (4)相手先に適切な管理をする能力がないと考えられる場合
- (5)相手先が無断で第三者に貸与又は譲渡するおそれがある場合
- (6)国の利益を損ない、または機構の適切な業務運営を阻害するおそれがある場合
- (7)その他機構が必要と判断した場合

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については関連諸規程で別に定める。

附 則

第1条 削除

(施行日)

第2条 この規程は、平成19年5月23日から施行し、それ以降に実施する「ちきゅう」の航海から適用する。「ちきゅう」以外の船舶等(ただし、「白鳳丸」及び「淡青丸」を除く)については、平成20年度に実施する航海から適用する。

附 則(平19規程第18号)

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平20規程第12号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平20規程第48号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平21規程第50号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平25規程第28号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平25規程第66号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平26規程第59号)

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則(平26規程第128号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27規程第20号)

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則(平27規程第53号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日以前に、「白鳳丸」、「淡青丸」又は「新青丸」を利用して取得したデータ・サンプルについては、なお従前の例による。

附 則(平28規程第31号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平29規則第60号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平30規則第58号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令1規則第62号)

この規程は、令和2年1月20日から施行する。

別表: 船舶等(第2条関係)

船舶	「なつしま」、「かいよう」、「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、 「かいいい」、「白鳳丸」、「淡青丸」、「新青丸」、「ちきゅう」
潜水調査船・無人探査機	「ディープ・トウ」、「しんかい6500」、「ハイパードルフィン」、「か いこう」、「うらしま」、「じんべい」、「KM-ROV」

10-01-0071

○航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則

(平19規則第 2号 平成19年5月23日)

改正 平19規則第69号 平成19年11月1日

平20規則第10号 平成20年12月2日

平20規則第39号 平成21年3月31日

平22規則第15号 平成23年3月29日

平26規則第18号 平成27年3月24日

平26規則第57号 平成27年3月31日

平27規則第6号 平成28年3月15日

平28規則第11号 平成29年3月31日

平29規則第32号 平成30年3月31日

平30規則第40号 平成31年3月29日

令1規則第30号 令和2年1月16日

令1規則第51号 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条に基づき、機構の船舶等を用いた航海により得られた調査観測データ・サンプルの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、取扱規程の定めに従う他、次の各号の定めるところとする。

- (1)「クルーズサマリー」とは、データ・サンプルを取得した航海の概要を短くまとめたものをいう。
- (2)「クルーズレポート」とは、データ・サンプルを取得した航海の目的、実施項目、実施日程、使用機器、実施状況その他観測の記録として航海終了時において必要な情報をとりまとめたものをいう。
- (3)「首席研究者」とは、研究船等運用規程(平29規程第48号)第2条第3号に定める首席研究者をいう。
- (4)「研究船利用公募」とは、機構が平成29年度まで実施した、機構内外を問わない、船舶等を用いた調査観測に係る提案の募集をいう。
- (5)「課題採択研究者」とは、研究船等利用規程(平19規程第95号)第2条第5号に定める課題採択研究者及び研究船利用公募により実施された課題に参加した研究者をいう。
- (6)「課題代表研究者」とは、研究船等利用規程第2条第3号に定める課題提案者及び研究船利用公募に課題を提案した代表者であって、提案した課題が採択された者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、船舶等を用いた航海(ただし、研究船等利用規程第2条第2号に定める共同利用研究課題を実施するための航海及び「ちきゅう」を用いた航海を除く。)により取得されたデータ・サンプルのうち、調査観測データ及びサンプル(以下「データ・サンプル」という。)について適用される。ただし、漂流型若しくは海洋・海底設置型の調査観測機器等(以下「漂流・設置型観測機器等」という。)の設置と回収が同一の

航海で行われない場合、当該漂流・設置型観測機器等により取得されたデータ・サンプルについてはこの規則を適用せず、機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平20規則第12号)を適用する。

(公開猶予期間)

第4条 機構は、取扱規程第6条に基づき、次の各号に定める者に対し、公開猶予期間内の利用許可を与える。

(1)当該データ・サンプルを取得した課題採択研究者

(2)その他細則等に定められた者

2 公開猶予期間は別表に定める。ただし、第5条第2項により公開が猶予された場合又は第6条第2項に定める協議の結果、別な取決めがなされた場合は、それに従うものとする。

3 公開猶予期間内であっても課題採択研究者から、首席研究者の了解を得た上で、公開猶予期間短縮の申請があれば、情報管理部署は当該データ・サンプルの公開猶予期間を短縮し、これを終了させることができる。

4 機構は、前2項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合や表層水温観測(BATHY)・海洋観測(TESAC)通報式その他の国際的な取決めによる場合には、公開猶予期間に関わらず、それぞれの法令や取決めで定められているデータ・サンプルの提出、公開等の手続をとることができる。

(データ・サンプルの産業利用等に関する手続)

第5条 情報管理部署は、データ・サンプルについて、以下の各号に関する申請を受け付ける。

(1)産業利用

(2)知的財産としての権利化

2 前項の申請があった場合、情報管理部署は知財管理部署に連絡する。知財管理部署は必要に応じ、権利確保のための手続を行うものとし、その間、情報管理部署は、当該データ・サンプルの公開を猶予する。

3 データ・サンプルの利用について、第1項以外の申請があり特別な取扱いが必要な場合には、理事長が取扱いを定める。

(課題管理部署の業務)

第6条 運用部研究航海マネジメントグループ(以下「課題管理部署」という。)グループリーダーは、首席研究者及び課題採択研究者の中に機構以外の者を含む場合には、課題採択時に、課題代表研究者とデータ・サンプルの取扱いについて、この規則及び関連諸規程に基づいた取決めを交わさなければならない。

2 課題管理部署は、課題採択時において、公開猶予期間の延長、取得されるサンプルの保管場所・保管方法などについて特別な対処が必要と考える場合には、課題採択研究者(予定者)及び関係者と取決めをした上で、採択することができる。

3 課題管理部署は、課題採択情報その他管理に必要な情報を情報管理部署とサンプル保管部署に通知する。

(航海終了直後のデータ・サンプル等の提出)

第7条 首席研究者は、航海終了後、別表で定められた期間内に、その航海で得られた以下のものを、情報管理部署に提出しなければならない。

(1)航海終了時の状態のデータ(画像については原本)及びメタデータ

(2)クルーズサマリー及びクルーズレポート

2 課題代表研究者は、自らの課題で得られたサンプルを取りまとめ、別表等で定められた期間内に、保存用のサンプルをその種類ごとにサンプル保管部署に提出しなければならない。ただし、細則等で提出が免除されている場合、課題採択時に保存用のサンプルの提出が免除されている場合並びに当該サンプルを作業用の部分に分割することが適当でないと首席研究者及び課題代表研究者が判断した場合は、この限りではない。

(公開猶予期間内のデータ・サンプルの提出)

第8条 課題代表研究者は、公開猶予期間内に課題採択研究者によって事後処理(補正、品質管理等)が行われたデータを情報管理部署に提出しなければならない。

2 課題採択研究者は、公開猶予期間内にサンプルの作業用の部分について、作業後の残部分をサンプル保管部署に提出しなければならない。ただし、細則等で残部分の提出が免除されている場合及び作業後の残部分が保管に値しない状態になったとサンプルの保管部署の長が認めたサンプルについてはこの限りではない。

3 課題採択研究者は、公開猶予期間内に利用中のデータ・サンプルについてメタデータに変更(移動等)があれば、その都度情報管理部署に通知する。

(課題採択研究者のデータ・サンプルの保管管理義務)

第9条 課題採択研究者は、取得したデータ・サンプルを、第7条及び前条に基づき機構に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

(データ・サンプル提出後の処置)

第10条 情報管理部署は、第7条及び第8条に基づきデータ・サンプルを所定の提出先に提出した者に対して受領証を発行し、当該提出先に対してそれを通知する。

(データ・サンプルの保管)

第11条 情報管理部署及びサンプル保管部署は、提出されたデータ・サンプル及びそれらのメタデータを、適切に保管し、散逸や汚損を防止するものとする。

2 サンプル保管責任者及びデータ・サンプル取扱責任者は、機構で保管できないと判断したサンプルについては、課題採択研究者と協議の上保管場所を定めることができる。

3 サンプル保管責任者は、サンプルの所在、残量等の情報を情報管理部署に提出する。

(データ・サンプルの譲渡、廃棄)

第12条 データ・サンプルの譲渡又は廃棄については、情報管理部署又はサンプル保管部署が発議し、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該譲渡または廃棄に関する審議を実施する下部組織を置

いているときは当該下部組織。以下「委員会等」という。)にて審議を行った上でデータ・サンプル取扱責任者が承認する。

2 安全・健康又は環境への悪影響その他の危険が懸念され緊急な対応が必要と考えられる場合、サンプル保管責任者は、自らの判断において適切な方法で廃棄することができる。その場合は事後速やかに委員会等及びデータ・サンプル取扱責任者に報告する。

3 前二項に定めるもののほか、データ・サンプルの性質により他の諸規程に廃棄に関する特段の定めがある場合は、役職員は、当該規定に従うものとする。

(成果の提出)

第13条 課題採択研究者は、データ・サンプルを利用した成果を公表しなければならない。また、課題採択研究者は、公表した成果を課題管理部署に届出なければならない。

(違反への対応)

第14条 機構は、課題採択研究者及び利用者がこの規則に定めるものの他関係諸規程等に違反した場合は、以降の公募において対象者から除外する等の適切な処置をとることができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この規則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

附 則(平19規則第69号)

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

附 則(平20規則第12号)

この規則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則(平20規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平22規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平26規則第18号)

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則(平26規則第57号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27規則第6号)

この規則は、平成28年3月17日から施行する。

附 則(平28規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平29規則第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平30規則第40号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令1規則第30号)

この規則は、令和2年1月20日から施行する。

附 則(令1規則第51号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表：データ・サンプルの提出・公開時期(第4条関係・第7条関係)

データ・サンプルの種類	提出時期／公開時期(航海終了後)	備考
メタデータ	1ヶ月／2ヶ月	
クルーズサマリー	1ヶ月／2ヶ月	
クルーズレポート	1ヶ月／2ヶ月	
航海データ ^{*1}	1ヶ月／2ヶ月	
航海終了時の状態のデータ	1ヶ月／2年	事後処理済みデータが提出された場合、航海終了時の状態のデータは保管のみとし原則として公開しない。
事後処理済みデータ	2年／2年	
画像の記録媒体の原本 ^{*2}	1ヶ月／2年	得られた画像のリストはメタデータとして提出。
サンプル(分析データを含む) ^{*3}	2年／2年	保存用サンプルについては、航海終了後速やかに提出。

^{*1}航海データの項目：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深

^{*2}画像に付随する音声は公開対象とはしない。

^{*3}岩石サンプルの分析データ提出時期/公開時期は5年/5年とする。生物サンプルの分析データは除く。

○航海により得られた調査観測データ・サンプル公開細則

(平19細則第5号 平成19年5月23日)

改正 平20細則第21号 平成20年12月2日

平26細則第145号 平成27年3月31日

令1細則第102号 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条、及び航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号。以下「取扱規則」という。)第15条に基づき、取扱規程及び取扱規則に定めるデータ・サンプルの公開又は利用に関わる必要な事項を定め、その取扱いの適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、取扱規程及び取扱規則による。

(公開対象)

第3条 情報管理部署は、課題採択研究者が公開猶予期間内に必要な事後処理を行ったデータを、当該処理内容を明示した上で公開する。なお、情報管理部署は課題採択研究者と協議の上で自ら事後処理を行うことができる。ただし、公開猶予期間内に事後処理が行われない場合は航海終了時の状態のデータを公開対象とする。

2 情報管理部署は、画像については、記録媒体の原本に代えて、複写又は電子ファイルを公開対象とすることができる。

(公開方法)

第4条 情報管理部署は、データ・サンプルが法令や機構の諸規程等に抵触していないことを確認し、船舶及び航海、データの種類、取得方法等によって整理して公開猶予期間終了後に公開する。

2 課題採択研究者は、情報管理部署とは別にデータを自ら公開する際には、事前に、内容、ウェブサイトのリンク等の情報及び要望を情報管理部署に申請しなければならない。

3 情報管理部署は、本条第1項により情報を公開するとき及び前項により公開の申請を受理したときには、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該公開に関する審議を実施する下部組織を置いているときは当該下部組織)の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受ける。なお継続的に同種のデータが取得される場合は、将来取得されるデータも含めて承認を受けることができる。

4 情報管理部署は、ウェブサイトで公開出来ないデータ(以下「オフラインデータ」という。)及びサンプルを利用に供する場合、次の各号による。

(1) 情報管理部署は、オフラインデータ又はサンプルの利用目的、対象、期間、責任者等の別に定める事項を明示した申請を受け付ける。

(2) 前号で受理したものについて、情報管理部署は、公開猶予期間終了後のオフラインデータ及びサン

プルは申請順に提供する。

(3) 課題採択研究者でない者が公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合又は課題採択研究者が課題の範囲を超えて公開猶予期間内のデータ・サンプルを利用する場合には、首席研究者及び課題採択研究者の同意を得た上で情報管理部署に申請しなければならない。

(利用条件)

第5条 情報管理部署は、特に取決めがない限り、この細則により公開されるデータ・サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を条件に利用に供する。

(1) 公開されたデータ・サンプルは機構に帰属し、利用者はそれらを利用する権利を認められる。

(2) 機構は、公開したデータ・サンプルを利用した結果については責任を負わない。

(3) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを改ざん、販売してはならない。

(4) 提供に必要な通信費、媒体費用、送料、消耗品代等の実費は利用者の負担とする。

(5) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを利用した成果には機構のデータ・サンプルを利用したことを明示する。

(6) 機構は、データ・サンプルの利用に際して取得者等を明示することを求めることができる。

(7) 利用者は、データ・サンプルを利用した成果を公表する場合には、著者(作者)、公表年、タイトル、公表の形式、公表の媒体等の情報と、公表した成果又はその写し1部を機構に対して提出する。

2 情報管理部署は、前項の各号に加えて、データ・サンプルの性質に応じて利用条件を付すことができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアルで別に定める。

附 則

この細則は、平成19年5月23日から施行し、平成20年度に実施する航海から適用する。

附 則(平20細則第12号)

この細則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則(平26細則第145号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令1細則第102号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

10-01-0090

○共同利用研究課題航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱い及び公開規則

(平29規則第34号 平成30年3月31日)

改正 平30規則第44号 平成31年3月29日

令1規則第33号 令和2年1月16日

令1規則第55号 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条に基づき、研究船等利用規程(平19規程第95号)第2条に定める共同利用研究課題を実施するための航海により得られた調査観測データ及びサンプルの取扱い、公開及び利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、この規則で定めるもののほか、取扱規程、航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号。以下「取扱規則」という。)及びサンプル保管部署設置細則(平19細則第6号。以下「設置細則」という。)に定めるとおりとする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、共同利用研究課題を実施するための航海で取得された調査観測データ及びサンプル(以下「データ・サンプル」という。)について適用する。

(課題管理情報の収集)

第4条 情報管理部署は、東京大学大気海洋研究所(以下「AORI」という。)が務める共同利用研究課題に係る事務局(以下「事務局」という。)または運用部研究航海マネジメントグループからデータ・サンプルの取扱いに必要な以下の情報を収集する。

(1)共同利用研究課題に係る情報 課題の名称、課題の目的、課題代表者、課題に関わる研究者等及び課題に係る別の取決め(当該共同利用研究課題を実施するための航海に際して、AORIと当該課題に関わる機関において取り交わされる取決めであって、機構におけるデータ・サンプルの取扱いに関わるものをいう。以下同じ。)等

(2)航海の実施に必要な法令等に基づく申請、許認可等に係る情報 海洋法に関する国際連合条約(平成8年条約第6号)、生物の多様性に関する条約(平成5年条約第9号)の規定に基づく調査の許可、国内自治体の特別採捕許可、調査等に係る沿岸国における海洋保護区に関する許認可等

2 情報管理部署は、前項に基づき収集した情報のうち、サンプルの管理に必要な情報を、サンプル保管部署に通知する。

(データ・サンプル等の受領及び保管)

第5条 情報管理部署は、共同利用研究課題を実施するための航海で取得されたデータ・サンプル等を、以下の各号のとおり受領する。

(1) 主席研究員または課題に関わる研究者等からは、メタデータ及びデータ・サンプル(主席研究員または課題に関わる研究者等が、データ・サンプルを自身で保管する場合を除く)を受領する。

(2) 事務局からは、クルーズレポート及びクルーズサマリーを受領する。

2 前項によるクルーズレポート、クルーズサマリー、メタデータ及びデータ・サンプル(以下合わせて「データ・サンプル等」という。)の提出に係る費用は、当該データ・サンプル等を提出する者の負担とする。

3 情報管理部署及びサンプル保管部署は、受領したデータ・サンプル等を適切に保管し、散逸及び汚損を防止しなければならない。

4 サンプル保管責任者は、保管期間が航海終了から10年を経過したサンプルについて、保管の継続、譲渡または廃棄のいずれの措置を行うか決定する。

(データ・サンプル等の譲渡及び廃棄)

第6条 前条第4項の決定に基づき、データ・サンプル等を譲渡し、または廃棄する場合は、情報管理部署またはサンプル保管部署が発議し、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該譲渡または廃棄に関する審議を実施する下部組織を置いているときは当該下部組織。以下「委員会等」という。)にて審議を行った上で、データ・サンプル取扱責任者が承認する。

2 情報管理部署は、前項により譲渡または廃棄が承認されたデータ・サンプル等の情報を事務局に通知する。

(データ・サンプル等の公開猶予期間)

第7条 機構は、データ・サンプル等の公開猶予期間を以下の通り設定する。

(1)クルーズレポート、クルーズサマリー及びメタデータ 設定しない

(2)データ・サンプル 5年

2 前項に関わらず、データ・サンプルを取得した課題に係る別の取決め(以下「課題に係る別の取決め」という。)において当該データ・サンプル等の公開猶予期間が設定されている場合は、当該課題に係る別の取決めに基づき公開猶予期間を設定する。

3 情報管理部署は、課題に関わる研究者等から公開猶予期間の短縮に係る申請がなされた場合、当該申請が主席研究員の了承を得ていることを条件に当該データ・サンプルの公開猶予期間を短縮し、または終了させることができる。

(データ・サンプル等の公開及び利用)

第8条 情報管理部署は、保管しているデータ・サンプル等について、法令、機構の諸規程及び課題に係る別の取決め等に抵触していないことを確認し、公開猶予期間終了後に公開する。

2 情報管理部署は、前項によりデータ・サンプル等を公開するときは、委員会等の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受ける。なお、継続的に同種のデータ・サンプル等が公開される場合には、将来公開されるデータ・サンプル等も含めて承認を受けることができる。

3 課題に関わる研究者等は、情報管理部署とは別にデータを自ら公開する際には、事前に当該データの内容、ウェブサイトのリンク等の情報及び要望を情報管理部署に申請しなければならない。

4 情報管理部署は、ウェブサイトで公開していないデータ及びウェブサイトでメタデータのみを公開している

サンプルに係る利用申請がなされた場合、当該利用が法令、機構の諸規程及び課題に係る別の取決め等に抵触していないことを確認し、利用に供する。

5 前項において、利用申請のなされた当該データ・サンプル等が公開猶予期間内である場合、情報管理部署は、前項に定める確認に加えて当該申請が主席研究員の了承を得ていることを条件に利用に供することとする。

6 情報管理部署は、第4項において利用申請のなされたデータ・サンプル等を機構が保管していない場合は当該データ・サンプル等の保管者に、また機構の保管するコアサンプルに対して利用申請がなされた場合はコアサンプルのサンプル保管部署に、利用申請に基づきデータ・サンプル等を利用に供するよう通知する。

(データ・サンプル等の産業利用等に関する手続き)

第9条 情報管理部署は、データ・サンプル等について、以下の各号に関する申請を受け付ける。

(1) 産業利用

(2) 知的財産としての権利化

2 前項の申請があった場合、情報管理部署は知財管理部署に連絡する。知財管理部署は、必要に応じ、権利確保のための手続きを行う。その際、課題に係る別の取決めのある場合を除き、当該データ・サンプル等の共有者(第10条第1項第1号に定める共有者をいう。以下同じ。)への通知及び共有者の承諾は不要とする。

3 第1項各号による利用により収入が生じた場合は、課題に係る別の取決めがある場合を除き、当該データ・サンプル等の共有者への配分は不要とする。

4 情報管理部署は、第2項及び第3項の定めに関わらず、第1項各号による利用について、必要に応じてデータ・サンプル等の共有者と当該データ・サンプルの産業利用等について協議することができる。

(データ・サンプル等の利用条件)

第10条 情報管理部署は、この規則により公開されるデータ・サンプル等を、以下の各号に定める事項への同意を条件として利用に供する。ただし、当該公開されるデータ・サンプル等について課題に係る別の取決めがある場合は、当該課題に係る別の取決め及び以下の各号のうち当該課題に係る別の取決めに定めのない事項への同意を条件に利用に供することとする。

(1) データ・サンプル等は機構、AORI及び当該データ・サンプル等を取得した課題に関わる研究者等の所属する機関の共有であり、利用者はそれらの一部または全部を利用する権利を認められる。

(2) 機構は、データ・サンプル等を利用した結果について責任を負わない。

(3) 利用者は、事前に機構もしくはAORIまたはそのいずれかから委託を受けた機関からの承諾を得ること無く、データ・サンプル等を産業利用し、またはデータ・サンプル等に関する知的財産の権利化をしてはならない。

(4) データ・サンプル等の提供に必要な旅費、通信費、媒体費用、送料、消耗品代等の費用は利用者の負担とする。

2 前項のうち、機構の役職員がデータ・サンプル等を産業利用し、またはこれに関する知的財産の権利化を行うときは、課題に係る別の取決めがある場合を除き、機構の知財管理部署で手続きを行う。

3 情報管理部署は、第1項各号に加えて、データ・サンプル等の性質等を考慮し、必要に応じて利用の条件を付すことができる。

(データ・サンプル等を利用した成果の取扱い)

第11条 情報管理部署は、データ・サンプル等を利用した成果に係る成果公表届を事務局から受領する。

2 情報管理部署は、前項により受領した成果に係る情報を機構のウェブサイトで公開する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平30規則第44号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令1規則第33号)

この規則は、令和2年1月20日から施行する。

附 則(令1規則第55号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

10-01-0200

○航海により得られたコアサンプル取扱細則

(平19細則第102号 平成19年11月1日)

改正 平20細則第 22号 平成20年12月2日

平26細則第145号 平成27年3月31日

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条及び航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号。以下「取扱規則」という。)第15条に基づき、取扱規程、取扱規則、航海により得られた調査観測データ・サンプルの公開細則(平19細則第5号。以下「公開細則」という。)及びサンプル保管部署設置細則(平19細則第6号。以下「設置細則」という。)に定められたものの他、機構の船舶等を用いた航海によって得られたコアサンプルの適切な管理、保管及び公開に関わる必要な事項を定め、もってコアサンプルの有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程、取扱規則、公開細則及び設置細則に定めるものの他、以下に定めるところとする。

(1)「コアサンプル」とは、掘削コア、ピストンコア等の柱状の岩石試料及び堆積物試料をいう。

(適用範囲)

第3条 この細則は、取扱規則第3条に定めるデータ・サンプルに含まれるコアサンプルに対して適用する。

(コアサンプルの提出)

第4条 課題採択研究者は、自らの課題で得られたコアサンプルの船上での管理を行うとともに、コアサンプルを作業部分と保存部分に分割する。

2 課題代表研究者は、当該航海の課題で得られたコアサンプルを取りまとめ、航海終了後すみやかに、保存部分に対して希望する保管方法(常温、冷蔵、冷凍)を含むメタデータを、首席研究者を通じて情報管理部署に提出するとともに、保存部分をすみやかにコアサンプル保管部署に提出する。

3 前2項の規定にかかわらず、取扱規則第7条第2項ただし書きに定められた場合においては、課題採択研究者は全量を作業部分と同様に扱うことができる。

4 課題採択研究者は、公開猶予期間内に記載シート、コア写真を含む分析データ(別表仕様による)を情報管理部署に提出しなければならない。

5 課題採択研究者は、分析の後、作業部分に残りが生じた場合は、公開猶予期間内にコアサンプル保管部署に提出する。ただし、取扱規則第8条2項ただし書きに規定するサンプルに該当するものはこの限りではない。

(コアサンプルの保管)

第5条 コアサンプル保管部署は、第4条に従って提出されたコアサンプルを、合理的な範囲内で可能な限

- り、課題採択研究者より提出された希望保管方法に従い保管する。
- 2 情報管理部署は、メタデータを保管、管理するとともに、コアサンプル保管部署が参照できるようにする。
 - 3 コアサンプル保管部署は、コアサンプルに統一的な管理番号を付与し、メタデータとの対応情報を情報管理部署に提供する。
 - 4 コアサンプル保管責任者は、原則として保管期間が10年を経過したコアサンプルについて、保管の継続、譲渡又は廃棄のいずれの措置を行うか決定するが、譲渡又は廃棄を行うこととする場合は、取扱規則第12条に定める手順で、譲渡又は廃棄する。

(コアサンプルの公開)

第6条 情報管理部署は、提出されたメタデータ、分析データ等を公開細則第4条に従い公開する。

(コアサンプル利用申請の受理)

第7条 情報管理部署は、利用者からのコアサンプル利用申請を受付け、申請内容が法令や機構の諸規程等に抵触しないことを確認した上で受理し、コアサンプル保管部署に通知する。

(コアサンプルの利用)

第8条 コアサンプル保管部署は、第7条のコアサンプルが公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該コアサンプルを利用に供することができるものとする。この場合、コアサンプル保管部署はその旨を情報管理部署に通知する。

2 コアサンプル保管部署は、第7条のコアサンプルが公開猶予期間終了後のサンプルである場合、コアサンプルを情報管理部署への申請順に利用に供する。この際、コアサンプル保管部署は課題採択研究者及び情報管理部署に利用状況を通知する。

3 前2項の規定に基づくコアサンプルの利用者との授受は、原則としてコアサンプル保管部署において行ない、サンプリングはコアサンプル保管部署の立ち会いの下で利用者が行なう。

(利用期間及び利用結果の提出)

第9条 コアサンプル保管部署は、この細則により利用に供されるコアサンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を利用の条件とする。

(1) 利用者のコアサンプルの利用期間は、原則として1年以内とする。

(2) 利用者は、コアサンプルを利用することにより得られた分析データもしくはこれに代わる利用結果を情報管理部署に提出しなければならない。

(3) 利用されたコアサンプルに残りが生じた場合は、利用期間内にコアサンプル保管部署に返却する。ただし、利用期間中に当該残部分が保管に値しない状態になったとコアサンプル保管部署の長が認めたサンプルはこの限りではない。

附 則

この細則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、平成20年度航海で得られたデータ・サンプルから適用する。

附 則(平20細則第22号)

この細則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則(平26細則第145号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 公開猶予期間内に提出すべき分析データ

分析データの 種類	使用機器及び提出方 法	提出すべき情報	備考
コア記載デー タ	J-CORES を利用した VCD(Visual Core Description)によるコア 記載シート	①クルーズおよびコア情報 (航海名、レグ番号、コア番号 等) ②記載情報(描画記載、岩相 記載等) ③記載者情報	VCD を利用できない場合に は様式1の「コア記載シート」 を提出する
コア写真	コアイメージロガーおよ びデジタルカメラによる 画像ファイル	①セクション写真(スケール、 コアセクション番号入り) ②コア集合写真(スケール、コ アセクション番号、標準色 彩表入り)	最低撮影解像度は 300dpi とする
非破壊物性解 析データ	マルチセンサーコアロ ガー(MSCL)	γ 線吸収密度、P波速度、帯 磁率、電気比抵抗データおよ び標準試料測定データ(適 宜)	・データは生データおよび 補正データを提出すること ・測定できない項目がある場 合はその理由とコア情報を 記載したレポートを添付する こと

様式 1

10-01-0102

Graphic Lithology

様式 1

Cruise: _____ Core: _____ Section: _____ A / W

	GRAPHIC LITHOLOGY	SEDIMENT STRUCTURE	COLOR	Remarks
				LITHOLOGIC DESCRIPTION
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100 (cm)				
				section length:
				depth range in core: ~ cm

Observer: _____

○航海により得られた岩石サンプル取扱細則

(平19細則第103号 平成19年11月1日)

改正 平20細則第23号 平成20年12月 2日

平26細則第147号 平成27年3月31日

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条及び航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号。以下「取扱規則」という。)第15条に基づき、取扱規程、取扱規則、航海により得られた調査観測データ・サンプルの公開細則(平19細則第5号。以下「公開細則」という。)及びサンプル保管部署設置細則(平19細則第6号。以下「設置細則」という。)に定められたものの他、機構の船舶等を用いた航海によって得られた岩石サンプルの適切な管理、保管及び公開に関わる必要な事項を定め、もって岩石サンプルの有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程、取扱規則、公開細則及び設置細則に定めるものの他、次の各号の定めるところとする。

(1)「岩石サンプル」とは、固形非定形の岩石試料であって、航海により得られたコアサンプル取扱細則(平19細則第102号)第2条に定めるコアサンプルを除くものをいう。

(2)「分析データ」とは、岩石サンプルの分析によって得られた薄片写真、鉱物組み合わせ、化学分析データ等の各種データをいう。

2 「公開猶予期間」は、岩石サンプルについては2年とし(以下「サンプル公開猶予期間」という。)、分析データについては5年(以下「分析データ公開猶予期間」という。)とする。

(適用範囲)

第3条 この細則は、取扱規則第3条に定めるデータ・サンプルに含まれる岩石サンプルに対して適用する。

(岩石サンプルの提出)

第4条 課題採択研究者は、自らの課題で得られた岩石サンプルの船上での管理を行うとともに、岩石サンプルを作業部分と保存部分とに分割する。

2 課題代表研究者は、当該航海の課題で得られた岩石サンプルを取りまとめ、航海終了後すみやかに、岩石サンプルが特定できる写真、記載並びにメタデータを首席研究者を通じて情報管理部署に提出し、保存部分を岩石サンプル保管部署に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、取扱規則第7条第2項ただし書きに定められた場合においては、課題採択研究者は全量を作業部分と同様に扱うことができる。

4 課題採択研究者は、分析データ公開猶予期間内に分析データを情報管理部署に提出しなければならない。

5 課題採択研究者は、分析の後、作業部分に残りが生じた場合は、サンプル公開猶予期間内に岩石サンプル保管部署に提出する。ただし、取扱規則第8条2項ただし書きに規定するサンプルに該当するものはこ

の限りではない。

6 既に保存部分が提出されている岩石サンプルについて、追試検証等のために作業部分の一部を課題採択研究者が継続的に保管する希望を申し出た場合には、岩石サンプル保管責任者はこれを認めることができる。

7 前項に規定する場合において、当該岩石サンプルの保管内容に変更がある場合は、課題採択研究者は、その都度遅滞なくその内容を情報管理部署に報告しなければならない。

(岩石サンプルの保管)

第5条 岩石サンプル保管部署は、第4条に従って提出された岩石サンプルを統一的な管理番号を付して保管する。

2 情報管理部署は、メタデータを保管、管理するとともに、岩石サンプル保管部署が参照できるようにする。

3 岩石サンプル保管責任者は、原則として保管期間が10年を経過した岩石サンプルについて、保管の継続、譲渡又は廃棄いずれの措置を行うか決定するが、譲渡又は廃棄を行うこととする場合は、取扱規則第12条に定める手順で譲渡又は廃棄する。また、保管期間が8年を経過した岩石サンプルについては、適切な媒体において写真、記載などを広く公開し、学術、啓発目的の譲渡申し込みを受け付けるものとする。

(岩石サンプルの公開)

第6条 情報管理部署は、提出されたメタデータ、分析データを公開細則第4条に従い公開する。

(岩石サンプル利用申請の受理)

第7条 情報管理部署は、利用者からの岩石サンプル利用申請を受け付け、申請内容が法令や機構の諸規程等に抵触しないことを確認した上で受理する。

(岩石サンプル保管部署が保管している岩石サンプルの利用)

第8条 情報管理部署は、第7条において申請を受理した岩石サンプルが岩石サンプル保管部署で保管しているサンプルである場合には、岩石サンプル保管部署に申請を受理した旨及び申請の内容を通知する。

2 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該岩石サンプルを利用に供することができるものとする。この場合、岩石サンプル保管部署は、その旨を情報管理部署に通知する。

3 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間終了後のサンプルである場合、岩石サンプルを情報管理部署への申請順に利用に供する。

4 前2項の岩石サンプルの利用者との授受は岩石サンプル保管部署が行い、利用状況を情報管理部署に通知する。原則として、授受は岩石サンプル保管部署において行い、岩石サンプル保管部署立ち会いの下で利用者がサンプリングを行なう。

(課題採択研究者が保管している岩石サンプルの利用)

第9条 情報管理部署は、第7条において申請を受理した岩石サンプルが課題採択研究者の保管しているサンプルである場合には、岩石サンプル保管部署及び課題採択研究者に申請を受理した旨及び申請の内

容を通知する。

2 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間内のサンプルであっても、首席研究者及び課題採択研究者との協議が整った場合には、取扱規程第6条第2項に基づき、当該岩石サンプルを利用に供することができるものとする。この場合、岩石サンプル保管部署は、その旨を情報管理部署に通知する。

3 岩石サンプル保管部署は、第1項の岩石サンプルが分析データ公開猶予期間終了後のサンプルである場合、岩石サンプルを情報管理部署への申請順に利用に供するよう課題採択研究者に連絡する。

4 前2項の岩石サンプルの利用者との授受は課題採択研究者が行い、利用状況を岩石サンプル保管部署及び情報管理部署に通知する。

(利用期間及び利用結果の提出)

第10条 岩石サンプル保管部署は、この細則により利用に供される岩石サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を利用の条件とする。

(1)利用者の岩石サンプルの利用期間は、原則として1年以内とする。

(2)利用者は、岩石サンプルを利用することにより得られた岩石サンプルの分析データもしくはこれに代わる利用結果を情報管理部署に提出しなければならない。情報管理部署は提出された分析データ等を課題採択研究者に通知する。

(3)利用者は、利用した岩石サンプルに残りがある場合は、利用期間内にその岩石サンプルを、当該サンプルの授受をした岩石サンプル保管部署又は課題採択研究者に返却するものとする。ただし、利用期間中に、当該残部分が保管に値しない状態になったと岩石サンプル保管部署の長が認めたサンプルはこの限りではない。

附 則

本細則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、平成20年度航海で得られたデータ・サンプルから適用する。

附 則(平20細則第23号)

この細則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則(平26細則第147号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

10-01-0104

○航海により得られた生物サンプル取扱細則

(平20細則第24号 平成20年12月2日)

改正 平20細則第84号 平成21年3月31日

平26細則第55号 平成27年3月10日

平26細則第148号 平成27年3月31日

令1細則第70号 令和2年1月16日

令1細則第103号 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条及び航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号。以下「取扱規則」という。)第15条に基づき、取扱規程、取扱規則、航海により得られた調査観測データ・サンプル公開細則(平19細則第5号。以下「公開細則」という。)及びサンプル保管部署設置細則(平19細則第6号。以下「設置細則」という。)に定められたものの他、航海によって得られた生物サンプルの適切な管理、保管及び公開に関わる必要な事項を定め、もって生物サンプルの有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語は、取扱規程、取扱規則、公開細則、設置細則、航海により得られたコアサンプル取扱細則(平19細則第102号。以下「コアサンプル取扱細則」という。)及び航海により得られた岩石サンプル取扱細則(平19細則第103号。以下「岩石サンプル取扱細則」という。)に定めるものの他、次の各号の定めるところとする。

(1)「生物サンプル」とは、サンプルのうち、生死を問わない生物試料及び生物試料からの分離・抽出物を指す。「生死を問わない生物試料」とは、生存、培養、凍結保管、標本などの状態にある生物試料を指し、「生物試料からの分離・抽出物」とは、生物試料から分離・抽出された、体液、DNA、タンパク質、脂質など生物の構成要素の試料を指す。

(2)「バイオリソースセンター等」とは、生物資源、生物に由来する知的財産、生物標本等を収集・保管・提供等するために生物サンプルの寄託を受け入れる機関を指す。

(適用範囲)

第3条 この細則は、生物サンプルのうち、取扱規則第3条に定めるデータ・サンプルに適用する。

第4条 削除

(公開猶予期間)

第5条 生物サンプルに関する公開猶予期間を変更する場合は、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該変更に関する審議を実施する下部組織を置いているときは当該下部組織。以下「委員会等」という。)が審議し、データ・サンプル取扱責任者が決定する。

2 生物サンプルをバイオリソースセンター等に寄託する場合も公開猶予期間は継続する。

(生物サンプルに関する同意書)

第6条 課題管理部署は、機構の船舶等(ただし、「白鳳丸」、「淡青丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」を除く。)の航海を利用して生物サンプルを採取しようとする者との間で、この細則の定めに従った生物サンプルに関する同意書(課題採択研究者用)を課題の採択時に交わさなければならない。

2 情報管理部署は、課題採択研究者でない者が生物サンプルの利用を認められた場合には、当該者との間でこの細則の定めに従った生物サンプルに関する同意書(利用者用)を利用時に交わさなければならない。

3 生物サンプルに関する同意書には、利用目的、研究課題名等が記載されるが、記載された内容に変更が生じた場合は、あらためて生物サンプルに関する同意書を締結する。

4 生物サンプルの個別の状態、利用条件、その他取扱いに必要な事項は生物サンプル登録票に記載して生物サンプルに添付する。

(生物サンプルの提出)

第7条 課題採択研究者は、自らの課題で得られた生物サンプルの船上での管理・保管を行う。

2 生物サンプルはすべて作業部分として扱う。

3 課題代表研究者は、当該課題で得られた生物サンプルのメタデータを取りまとめ、航海終了後すみやかにメタデータと生物サンプル登録票を首席研究者を通じて情報管理部署に提出する。

4 課題採択研究者は、公開猶予期間内に航海終了時から変更のあったメタデータと生物サンプル登録票を情報管理部署に提出しなければならない。

5 課題採択研究者は課題達成後の残りのメタデータ及び生物サンプル登録票を情報管理部署に提出し、引き続き当該サンプルを保管及び利用することができる。

(生物サンプルの保管)

第8条 情報管理部署は、提出されたメタデータを元に生物サンプルについて統一的な管理番号を付与する。

2 情報管理部署は、メタデータを保管、管理するとともに、生物サンプル保管部署が参照できるようにする。

3 課題採択研究者は、公開猶予期間中及び必要に応じて公開猶予期間終了後から第5項に定める保管期間終了時まで、生物サンプルを保管する。

4 当該生物サンプルを保管している課題採択研究者及び生物サンプル保管部署は、保管している生物サンプルの状態が変化した場合、生物サンプル登録票により情報管理部署に連絡する。また変化に対応して適切な処置を当該生物サンプルに施す。その際、必要に応じて委員会等の助言を受けることができる。

5 生物サンプルの保管期間は10年とする。委員会等は、保管期限を迎えた生物サンプルについて保管の継続・延長の是非、譲渡・廃棄等について審議する。

6 一時的に保管場所が定まらない生物サンプルについては、生物サンプル保管部署は保管場所をあっせんすることができる。その間、一時保管場所を提供し、劣化を防ぐ事につとめる。

7 情報管理部署は、必要と判断した場合に課題採択研究者又は生物サンプル保管部署に対して生物サ

ンプル登録票の更新と提出を求めることができる。

(生物サンプルの公開)

第9条 情報管理部署は、生物サンプルに関するメタデータを公開細則第4条に従い公開する。

(生物サンプルの利用申請)

第10条 情報管理部署は、利用者からの生物サンプル利用申請を受付、申請内容が法令や機構の諸規程等に抵触しないことを確認した上で受理する。また、必要に応じて利用申請の対象となっている生物サンプルを保管している生物サンプル保管部署又は課題採択研究者に最新の生物サンプル登録票の提出を求める。

- 2 情報管理部署は、申請者に対して生物サンプル登録票に基づいて最新の状態を通知する。
- 3 情報管理部署は、申請を受理した生物サンプルについて、生物サンプル保管部署及び課題採択研究者に申請を受理した旨及び申請の内容を通知する。
- 4 生物サンプル保管部署は、前項の生物サンプルの利用申請について委員会等に審議を依頼する。
- 5 委員会等は、前項の生物サンプルが公開猶予期間内のサンプルである場合、首席研究者及び課題採択研究者との協議の上、申請書の内容に基づいて利用者への利用の可否及びその条件を審議し、結果を生物サンプル保管部署に通知する。
- 6 委員会等は、第4項の生物サンプルが公開猶予期間終了後のサンプルである場合、利用申請の受付順に申請書の内容に基づいて利用者への利用の可否及びその条件を審議し、結果を生物サンプル保管部署に通知する。
- 7 生物サンプル保管部署は、委員会等の審議結果及び利用状況をとりまとめ、情報管理部署及び課題採択研究者に通知する。

(生物サンプルの利用)

第11条 前条により利用が認められた生物サンプルを保管している生物サンプル保管部署又は課題採択研究者は、生物サンプル登録票を添付して生物サンプルを利用者に送付する。生物サンプルの送付に関する諸手続は当該生物サンプルを保管している者が行い、添付した生物サンプル登録票のコピーを添えて情報管理部署に通知する。

- 2 生物サンプルの利用に必要な送料・消耗品等を含む諸経費は利用者が負担する。
- 3 利用者は当該サンプルの利用報告書を情報管理部署に提出する。
- 4 利用した生物サンプルの状態が変化した場合、利用者は生物サンプル登録票により情報管理部署に連絡する。また変化に対応して適切な処置を当該生物サンプルに施す。その際、必要に応じて委員会等の助言を受けることができる。
- 5 利用した生物サンプルに余剰が生じた場合、利用者は、利用期間内にその余剰生物サンプルを機構の指示に従い返却する。
- 6 生物サンプルの培養・飼育、利用等により増殖や発生・減少が生じた場合、利用者は生物サンプル登録票により情報管理部署に連絡する。情報管理部署は増減分の処置を利用者に通知する。その際、必要に応じて委員会等の助言を受けることができる。

- 7 情報管理部署は必要と判断した場合、利用者に対して生物サンプル登録票の更新と提出を求めることができる。
- 8 生物サンプルの利用期間は1年以内とする。ただし、利用者からの利用期間延長の申請があれば、委員会等はその可否を審査する。
- 9 委員会等が審議の結果、生物サンプルの利用を可とした場合、生物サンプル保管部署の長は利用申請者にサンプル利用許可を与える。
- 10 生物サンプルの利用申請は日本国内を送付先とするもののみ受け付ける。

(生物サンプルの寄託)

第12条 課題採択研究者及び生物サンプル保管部署は、自らが保管する生物サンプルをバイオリソースセンター等に寄託することができる。この場合又は寄託した生物サンプルの利用に関する連絡を当該バイオリソースセンター等から受けた場合、寄託をした課題採択研究者及び生物サンプル保管部署は情報管理部署に通知する。情報管理部署はその寄託の詳細を委員会等へ報告する。

2 課題採択研究者及び生物サンプル保管部署は、寄託申請時に提出する寄託同意書等に「バイオリソースとして利用する場合は、寄託者や機構に連絡する。」という内容の条件を付記する。

附 則

本細則は、平成20年12月2日から施行し、平成21年度に実施する航海から適用する。

附 則(平20細則第84号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平26細則第55号)

この細則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則(平26細則第148号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令1細則第70号)

この細則は、令和2年1月20日から施行する。

附 則(令1細則第103号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

10-01-0106

○機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則

(平20規則第12号 平成20年12月 2日)

改正 平20規則第40号 平成21年3月31日

平21規則第 6号 平成21年6月30日

平21規則第21号 平成22年2月23日

平22規則第17号 平成23年3月29日

平26規則第16号 平成27年3月24日

平26規則第59号 平成27年3月31日

平28規則第13号 平成29年3月31日

平29規則第33号 平成30年3月31日

平30規則第42号 平成31年3月29日

令1規則第32号 令和2年1月16日

令1規則第53号 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条に基づき、機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプルの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、取扱規程の定めに従う他、次に定めるところとする。

(1)「研究代表者」とは、調査観測を行う課題、プロジェクト、受託研究、科学研究費補助金等(以下「課題等」という。)毎に設定される責任者を言う。ただし、課題等に責任者の定めがない場合には、当該調査観測の実施部署の長又は実施部署の長が指名する者をもってあてる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、次の各号に示す諸規程の適用を受けるデータ・サンプルを除くデータ・サンプルに対し適用される。

- (1)航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第2号)
- (2)地球深部探査船「ちきゅう」により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平19規則第9号)
- (3)シミュレーションデータ等取扱・公開規則(平20規則第13号)
- (4)共同利用研究課題航海により得られた調査観測データ・サンプル取扱い及び公開規則(平29規則第34号)

(公開猶予期間)

第4条 機構は取扱規程第6条に基づき、当該データ・サンプルを取得した研究代表者及び研究代表者が指名する者に対し公開猶予期間内の利用許可を与える。

2 公開猶予期間は別表に定める。ただし、公開猶予期間内であっても前項に該当する者の了解があれば、研究代表者は当該データ・サンプルの公開猶予期間を短縮しこれを終了させることができる。また、第5条第2項により公開が猶予された場合、第7条第2項に定める調整の結果公開猶予期間について別の合意がなされた場合又は他機関との間で別に取決めがある場合は、それに従うものとする。

3 機構は、前項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合や国際的な取決めによる場合には、公開猶予期間に関わらず、それぞれの法令や取決めで定められているデータ・サンプルの提出、公開等の手続をとることができる。

(データ・サンプルの産業利用等に関する手続)

第5条 情報管理部署は、データ・サンプルについて、以下の各号に関する申請を受け付ける。

(1) 産業利用

(2) 知的財産としての権利化

2 前項の申請があった場合、情報管理部署は知財管理部署に連絡する。知財管理部署は必要に応じ権利確保のための手続を行い、その間、情報管理部署は当該データ・サンプルの公開を猶予する。

3 データ・サンプルの利用について、第1項以外の申請があり特別な取扱いが必要な場合には、理事長が取扱いを定める。

(機構の船舶等を利用する場合の外部保有機器の取扱い)

第6条 機構以外の者が保有する機器等を機構の船舶等を用いた航海(ただし、研究船等利用規程(平19規程第95号)第2条第2号に定める共同利用研究課題を実施するための航海及び「ちきゅう」を用いた航海を除く。)により設置又は回収する場合には、研究航海マネジメントグループは、研究代表者との間で、事前に当該機器等により得られるデータ・サンプルの取扱いについて取決めを交わさなければならない。

(担当部署の業務)

第7条 研究代表者は、特に定めのない限り、当該課題等で取得したデータ・サンプルの保管責任者となり、研究代表者の所属部署(以下「担当部署」という。)が管理及び保管の責任部署となる。ただし、研究代表者が外部の者である場合の担当部署は、データ・サンプル取扱責任者がこれを指定する。

2 担当部署はデータ・サンプルの管理及び保管に関し、必要に応じて情報管理部署及びサンプル保管部署と調整を行うことができる。

3 機構組織の改編により、担当部署の当該データ・サンプルにかかる業務が他部署に移行した場合には、移行先の部署が担当部署となるものとする。また、機構業務の見直しにより、担当部署の当該データ・サンプルにかかる業務が機構において行われなくなった場合には、情報管理部署又はサンプル保管部署が当該データ・サンプルの保管にかかる業務を担当部署から引き継ぐものとする。

(メタデータの提出)

第8条 研究代表者は別表に定められた期間内にメタデータを情報管理部署に提出する。また、メタデータに変更(移動等)があった場合には、その都度情報管理部署に通知する。

(データ・サンプルの保管)

第9条 担当部署は取得されたデータ・サンプルを散逸や汚損を防止するよう適切に保管する。また、情報管理部署は研究代表者から提出されたメタデータを管理する。

2 担当部署は、機構で保管できないと判断したサンプルについては、情報管理部署及びサンプル保管部署と協議の上保管場所を定めることができる。

3 サンプルを機構外で保管する場合は、研究代表者が所在、残量等の情報を管理し、その内容をメタデータに反映し情報管理部署に提出する。

(データ・サンプルの譲渡、廃棄)

第10条 データ・サンプルの譲渡又は廃棄については、担当部署が情報管理部署と協議の上で発議し、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該処置に関する審議を実施する下部組織を置いているときは当該下部組織。以下「委員会等」という。)にて審議を行った上でデータ・サンプル取扱責任者が承認する。

2 安全・健康又は環境への悪影響その他の危険が懸念され緊急な対応が必要と考えられる場合、サンプルの保管責任者は、自らの判断において適切な方法で廃棄することができる。その場合は事後速やかに委員会等に報告する。

3 前二項に定めるもののほか、データ・サンプルの性質により他の諸規程に廃棄に関する特段の定めがある場合は、役職員等は当該規定に従うものとする。

(成果の公表)

第11条 研究代表者は、データ・サンプルを利用した成果を公表しなければならない。

(違反への対応)

第12条 機構は、研究代表者又はデータ・サンプルの利用者がこの規則に定めるものの他関係諸規程等に違反した場合は、違反者のデータ・サンプル利用を制限する場合がある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については細則及び業務マニュアル等で別に定める。

附 則

この規則は、平成20年12月 2日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則(平20規則第40号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平21規則第6号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平21規則第21号)

この規則は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則(平22規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平26規則第16号)

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則(平26規則第59号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平28規則第13号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平29規則第33号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平30規則第42号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令1規則第32号)

この規則は、令和2年1月20日から施行する。

附 則(令1規則第53号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 漂流型もしくは海洋・海底設置型の調査観測機器^{*1}で得られたデータ・サンプルの提出・公開時期
(第8条関係)

データ・サンプルの種類	提出時期／公開時期 (調査観測終了後)	備考
メタデータ	1ヶ月／2ヶ月	1年を超える観測が行われる場合は、毎年適当な時期で区切って提出。
調査観測機器レポート ^{*2}	1ヶ月／2ヶ月	設置・回収の際にそれぞれ作成。
即時取得可能データ ^{*3}	- /2年	取得が行われた年度の末日から起算。
回収保存データ ^{*4}	- /2年	回収が行われた年度の末日から起算。
サンプル (分析データを含む)	- /2年	

^{*1}「漂流型若しくは海洋・海底設置型の調査観測機器」とは、当該海域において収集した観測データを各種通信回線を経由して送信するか、又は内部に保存する機能を有する観測機器等、あるいは生物等のサンプル

ルを収集捕獲する機能を有する調査機器等を言う。(ただし、「ちきゅう」が掘削した海底掘削孔内に設置される機器を除く。)

*²機構の船舶等を利用して設置又は回収する場合は、航海によって得られた調査観測データ・サンプル取扱規則第2条に定める「クルーズレポート」に記載することで代用できる。起算は、船舶等により設置又は回収する場合には、当該航海終了時より、その他の場合は当該調査観測終了時とする。

*³「即時取得可能データ」とは、調査観測機器が各種通信回線を介して随時取得できるデータをいう。

*⁴「回収保存データ」とは、調査観測機器のメンテナンス等に際して内部の記録装置より読み出したデータをいう。

別表2 別表1に該当しないデータ・サンプルの提出・公開時期(第8条関係)

データ・サンプルの種類	提出時期／公開時期 (観測終了後)	備考
メタデータ	1ヶ月／2ヶ月	1年を超える観測が行われる場合は、毎年適当な時期で区切って提出。
調査観測レポート	1ヶ月／2ヶ月	同上。
データ	— /2年	
サンプル	— /2年	サンプルの分析データは5年。

10-01-0130

○機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル公開細則

(平20細則第27号 平成20年12月2日)

改正 平26細則第150号 平成27年3月31日

令 1細則第104号 令和 2年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)データ・サンプル取扱規程(平19規程第3号。以下「取扱規程」という。)第9条、及び、機構の施設・設備等により得られた調査観測データ・サンプル取扱規則(平20規則第12号。以下「取扱規則」という。)第13条に基づき、取扱規程及び取扱規則に定めるデータ・サンプルの公開又は利用に関わる必要な事項を定め、その取扱いの適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、取扱規程及び取扱規則による。

(公開対象)

第3条 データについては、研究代表者が公開猶予期間内に必要な事後処理を行ったデータを当該処理内容とともに公開対象とする。ただし、公開猶予期間内に事後処理が行われない場合は、その旨を明記した上で事後処理を施さない状態のデータを公開対象とする。

2 画像については、記録媒体の原本に代えて、複写又は電子ファイルを公開対象とすることができる。

(公開方法)

第4条 情報管理部署は、研究代表者から提出されたメタデータを取扱規則の別表に定められた期間内に公開する。

2 研究代表者又は担当部署は、データを公開しようとする際は、事前に内容、ウェブサイトのリンク等の情報及び要望を情報管理部署に申請しなければならない。

3 情報管理部署は、本条第2項の申請に対してデータが法令や機構の諸規程等に抵触していないことを確認し、公開猶予期間終了後に公開する。

4 情報管理部署は、本条第1項及び第3項により公開を行う際には、データ・サンプル運用委員会(当該委員会が当該公開に関する審議を実施する下部組織を置いているときは当該下部組織)の審議及びデータ・サンプル取扱責任者の承認を受ける。なお継続的に同種のデータが取得される場合は、将来取得されるデータも含めて承認を受けることができる。

5 情報管理部署は、ウェブサイトで公開出来ないデータ(以下「オフラインデータ」という。)及びサンプルを利用に供する場合、次の各号による。

(1) 情報管理部署は、利用希望者からオフラインデータ又はサンプルの利用申請を受け付ける。

(2) 前号に定める利用申請が情報管理部署以外で保管されているオフラインデータ又はサンプルに対する申請であるときは、情報管理部署は、当該申請の内容を、当該オフラインデータを保管する研究代表者若しくは担当部署又はサンプル保管部署に連絡する。

(3) 研究代表者及び担当部署は、公開猶予期間が終了していることを確認の上、当該オフラインデータ及びサンプルを利用に供し、その旨を情報管理部署に連絡する。

(利用条件)

第5条 情報管理部署は、特に取決めがない限り、この細則により公開されるデータ・サンプルの利用者に対して次の各号の事項への同意を条件に利用に供する。

(1) 公開されたデータ・サンプルは機構に帰属し、利用者はそれらを利用する権利を認められる。

(2) 機構は、公開したデータ・サンプルを利用した結果については責任を負わない。

(3) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを改ざん、販売してはならない。

(4) 提供に必要な通信費、媒体費用、送料、消耗品代等の実費は利用者の負担とする。

(5) 利用者は、公開されたデータ・サンプルを利用した成果には機構のデータ・サンプルを利用したことを明示する。

(6) 機構は、データ・サンプルの利用に際して取得者等を明示することを求めることができる。

(7) 利用者は、データ・サンプルを利用した成果を公表する場合には、著者(作者)、公表年、タイトル、公表の形式、公表の媒体等の情報を機構に対して提出する。

2 研究代表者又は情報管理部署は、前項の各号に加えて、データ・サンプルの性質に応じて利用条件を付すことができる。

附 則

この細則は、平成20年12月2日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則(平26細則第150号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令1細則第104号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

10-01-0140